

名古屋支部・尾張西支部・尾張北支部

藤前干潟不法投棄ごみ撤去作業



10月24日（水）午前9時より環境省中部地方環境事務所、愛知県、名古屋市、（一社）愛知県産業廃棄物協会名古屋支部（新美三良支部長）、尾張西支部（富田昭夫支部長）、尾張北支部（金田英治支部長）らが協力して藤前干潟不法投棄ごみの撤去作業が行われました。

当日は9時に日光川プール南東駐車場にて開会セレモニーが行われ、参加者は環境省中部地方環境事務所13名、愛知県尾張県民事務所6名、名古屋市7名、当協会員75名が参加、協力車両は永一産商（株）よりクラム車1台、（有）三洋サービス、（株）シミズよりクレーン車2台です。

開会にあたり環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長 水原健介氏より「藤前干潟は平成14年に国指定鳥獣保護区に指定され、国際的にも湿地保存の重要な干潟としてラムサール条約に登録されました。



挨拶をする
環境省 水原課長

いろいろな監視活動等を行っていますがごみの不法投棄がなくなりませんので、今後も環境保全のためにご協力を願いします。」と挨拶がありました。次に回収したごみの分別について、名古屋市環境局作業課処理係長 萩永明登氏から説明がありました。新美支部長からは、作業場の注意と安全について注意喚起がありました。

参加者は日光川、国道23号交差点左岸北東堤防

下、戸田茶屋排水機場南に分かれました。堤防下の日光川河川敷は樹木が生い茂り雑草で覆われ、そこにはペットボトルが散乱し、スーパー・マーケットの買い物かご、台所の調理用品等のプラスチック製のごみ、使い捨てライター、空缶、スプレー缶等、台風の影響による漂着ごみらしきものや布団、じゅうたん、テーブル、ペール缶、バッテリーやボンネットなどの自動車部品等様々な不法投棄物がありました。

会員は軍手を着用し、ごみ袋を持って雑草をかき分けごみを手作業で拾い集め、不燃物、可燃物、粗大ごみ、その他に分別してフレコンバッグに入れ、それを堤防上の収集運搬車両がクレーンで積み込みました。作業は午前11時45分頃に終了し駐車場にて水原課長と新美支部長より撤去作業の協力に対して感謝の言葉があり終了しました。

撤去作業の様子はNHK、東海テレビ、中日新聞が取材しニュース及び紙面で紹介されました。

